

税理士法人サム・ライズ  
 料金後納郵便  
 お客様と共に  
 走り続けるパートナー  
 ゆうメール

ご縁をいただいた、あなたにお届けする・・・

# おしどり通信



スイカが大好きで、毎年「今年こそ一個丸々1人で食べるぞ!」と思っている林亜由美です。毎年丸ごと一個抱えて帰る勇気がなく挫折してありますが・・・毎日灼熱の暑さが続いていますね。熱中症にならないように、スイカを食べて残暑を乗り切りましょう。

## 最近のマイブーム

かなり健康オタクの私ですが、最近「酵素風呂」にハマっています。皆さんご存知ですか? おが屑を酵素で発酵させると熱を発生します(その温度がなんと70度!). そのおが屑の中に埋めてもらって身体を温めます。埋まったまま15分、そのあと上半身だけ出して半身浴で10分。その間、老廃物を出しながらのものすごい発汗!! これだけで、エアロビ2時間に相当する汗をかくそうです。

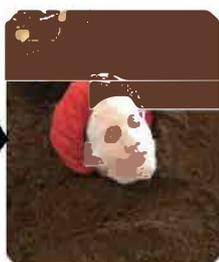
私が最近足しげく通っている酵素風呂は狭山にあるイオンハウスさん。こんなプールのようなお風呂に溢れんばかりにおが屑が。行くと社長さんが私が入る穴を掘ってくれます。そこに横たわってまずは首まで埋めてもらいます。



そのあと、酵素パック、さらに目の上に発酵おが屑を入れた袋を目の上に乗せてもらいます。目を温めることによって、白内障などの病気にも効果があるのだそう。



おしどり初公開  
すっぴん&赤ずきんの私(笑)



酵素パックをして  
首までしっかり埋めてくれます。



袋を目の上に。  
もはや誰だかわかりません。

終わった後はシャワーを浴びて、バスローブを貸してもらって休憩室へ。休憩している間にも、さっきと同じくらいの汗をかきます。これがまた気持ち良いのです!!

こちらの酵素風呂は一軒家の作りになっていて、お庭も美しくお手入れされているので、大人の隠れ家という感じでとってもリラックスできます。

終わった後は、顔も体もお肌もスベスベ・ピカピカになります。何より体が「いらぬモノ出したぞ~!」



という感じになって、最高にスッキリします。しかも酵素風呂に入った夜は朝までぐっすり寝られて、爽快な朝を迎えられます。もうやめられません!!



川越の自宅から車で15分くらいのところにあるのですが、川越に住んでいた時は知らなくて、今は新宿から1時間かけて通ってます(知ってたら毎週行ったのに~!). ということで、私のように都内に住んでるけど「行ってみたい!」という方は限定1人ずつ私が行くときにお連れしますので、お声かけくださいね! 男性もオッケーです。(混浴です(笑)) そうそう、初めての人だけで行く時、最初だけは必ず予約が必要となります(予約なしでは入れませんので、必ず予約して行ってくださいね)。



ちなみにマイブームの酵素風呂はこちら



イオンハウス狭山

〒350-1312 埼玉県狭山市堀兼 1970-3  
 電話: 04-2959-3087  
<http://kouso-buro.co.jp/>

☆おしどり通信は、林公士郎・亜由美がご縁をいただいた方に毎月お届けしています。ご意見ご感想などお寄せいただければ幸いです☆

発行元: 税理士法人サム・ライズ

〒350-1124 埼玉県川越市新得町 1-2-13 川越ビル 2F A

TEL: 049-249-0222 FAX: 049-249-0220

e-mail: ayumi-hayashi@some-rlze.net URL: <http://www.some-rlze.jp>

発行編集責任者: 林 亜由美

# OSHIDORI COLUMN

## STAFF 通信

### 私の部屋シリーズ

今月は、  
瀬川 舞子の部屋 です。



こんにちは！サム・ライズ  
スタッフの瀬川舞子です。  
今年の4月16日から産前  
産後&育児休業明けで仕事  
に復帰しました。  
今回は最近の瀬川家をご紹  
介させていただきます。

昨年6月に息子が誕生し、3人家族になりました！  
名前はほんっとに色々考え、季語から蓮（れん）  
と名付けました。

今年4月から保育園に通い始め、もう  
保育園生活も5ヶ月目になります。  
預けた初日から泣くことは  
なく、逆に先生方に心配されるくらいだった息子で  
すが、どんどん刺激を受けて成長し、最近はっきり  
感情表現ができるようになりました。7月末あたり  
から先生が見えないと泣く、抱っこしてもらえない  
と泣く…と人見知りが始まり、時々抱っこ星人と  
なっているようです（笑）



息子は生まれた時からほんとうに夜泣きやぐずり  
がなく、急に泣き出したときは身体の異常ではない  
かととても心配になるくらいでした。  
今の感情的にすぐ泣く姿はとっても新鮮で可愛いで  
すが、やはりこれが毎日のこととなると話は別です  
よね（笑）

保育園に通い始め、私たちが驚くくらい日に日に  
出来ることが増え、何より本人がとても楽しそうな  
ので預けられて良かったなと思っています。



ただ、私が気合を入れず  
ぎなのか息子が緊張する  
タイプなのか、息子はイ  
ベント前に体調を崩しが  
ちです…初節句や1歳  
のお祝いの日も発熱し、  
誕生日当日は通院でし  
た。でも保育園の合同お  
誕生日会には元気に参加  
出来ました！

主人はサービス業なので息子が起きている時間帯  
で会えない日が続くこともあり、寝る前に帰ってこ  
れた日は大はしゃぎです。もう寝ようよ！と言うく  
らい夜が長くなってしまいます。主人も積極的に息  
子や家のことに関わってくれて、家族揃ってのお出  
かけは頻繁にはできませんが、それぞれの実家に帰  
るのが毎回楽しみです。

まだまだ仕事との両立やバランスが難しいです  
が、主人や周りからのサポートも頂き、これからも  
初心を忘れず楽しく頑張っていきたいです。  
どうぞよろしくお願い致します(^-^)

### 瀬川舞子（せがわ まいこ）プロフィール

- ・昭和60年7月28日生まれ
- ・福島の専業農家の3人兄弟末っ子
- ・好きなもの 犬、お肉料理、ナス、散歩
- ・H19 上京
- ・H27.10 サムライズ入社
- ※主人、ヤギににてるでしょ！（笑）

## INFORMATION

### 9月開催セミナーのご案内

**「社長が一人で頑張る経営」からの脱却！  
売上1億円の壁を突破する  
「チーム経営」への3つのステップ**

日時：平成30年9月7日（金）

時間：14：30～17：00

会場：未来会計法人メイキットセミナールーム

お問合せ：03-6457-6072

未来会計法人メイキット株式会社 担当：那須野

August

2018

税理士法人サム・ライズ

未来会計法人メイキット

# 事務所通信

8月といえば、夏祭りの季節ですね。各地でいろいろなお祭りが開催されますが、楽しみにされている方も多いのではないのでしょうか。

掲載内容に関してご不明点等があれば、お気軽に当事務所までお問い合わせください。

## 2018年8月号

- 接待飲食の50%損金・  
中小の800万円定額控除の継続  
交際費課税の2年延長
  - 民泊新法6月15日スタート  
課税の取扱いを確認
  - 年休の発生要件と出勤率の計算方法
  - 企業の教育訓練への支出状況
- ◆ 編集後記

税理士法人サム・ライズ

未来会計法人メイキット

埼玉県川越市新宿町1-2-13 川建ビル2F A

TEL : 049-249-0222 / FAX : 049-249-0220

## 接待飲食の50%損金・中小の800万円定額控除の継続 交際費課税の2年延長

平成30年度税制改正により、法人に係る交際費課税の取扱いが2年延長されています。改めて制度の概要を確認します。

### 制限される税務上の“交際費等”

法人税の計算上、“交際費等”は経費として認められる額（損金）に制限が設けられています。この“交際費等”とは、右記の相手方に対する接待、供応、慰安、贈答などの行為のために支出する費用を指します（措法61の4④）。そのため従業員のために支出する費用であっても、いわゆる“社内交際費”については、この“交際費等”に該当します。

#### 接待等の相手方

- 得意先
- 仕入先
- その法人の役員
- その法人の従業員
- その法人の株主 等

り、中小法人（資本金1億円以下の法人で、資本金5億円以上の法人の子法人等を除く）であれば、支出交際費等の額の合計額のうち年800万円まで（事業年度が1年未満の場合には月数換算します）です。規定上、接待飲食費の50%相当額といずれか選択となっていますが、実務では年800万円を限度額とするケースがほとんどです。

他方、中小法人以外は、接待飲食費の50%相当額しか認められません。

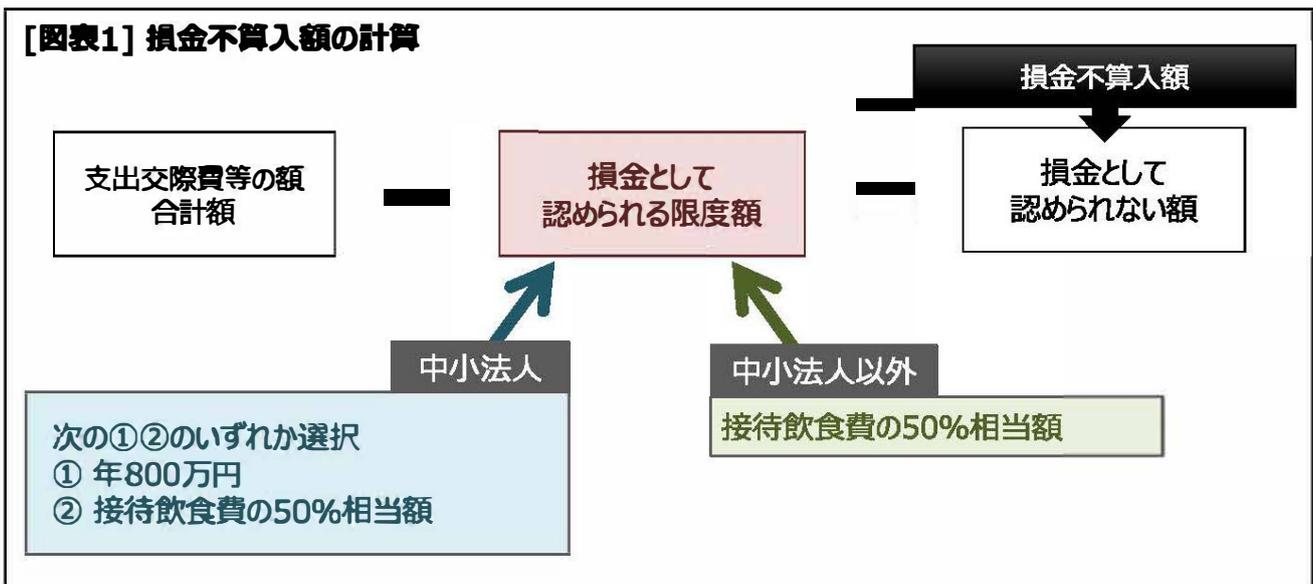
### 除かれる5,000円以下の飲食費

ところで、“交際費等”から除外する飲食費として、『1人当たり5,000円以下の飲食費』があります（措法61の4）。ただし、この飲食代等には社内飲食費が含まれていないため、たとえ1人当たり5,000円以下であっても“交際費等”から除外することはできません。

飲食費に係る税務上の取扱いは、次ページにまとめました。ご参考ください。

### 中小法人は年800万円まで

損金として認められる額は、図表1のとおり



[図表2] 飲食費に係る税務上の取扱い

飲食費（福利厚生費や会議費等以外）			
対象	社外含めた飲食（右記以外）		社内飲食※1
1人当たりの飲食費	5,000円以下	5,000円超	すべて
交際費等に該当するか？	交際費等から除外※2	交際費等 （接待飲食費※2）	交際費等 （社内飲食費）
損金（経費）になるか？ ※4	○	50%損金※3	×

- ※1 専ら当該法人の役員若しくは従業員又はこれらの親族に対する飲食費の場合。
- ※2 飲食の参加者等の明細を記載した書類の保存が必要。保存がない場合は交際費等に該当し、損金不算入の対象。
- ※3 中小法人は、年800万円までとの選択適用。
- ※4 中小法人は、交際費等の合計額のうち年800万円（50%損金を選択した場合には、50%損金）を超える部分が損金不算入。

平成30年度税制改正により、これらの交際費等の課税に関する規定がそのまま2年間延長されました。この延長により、平成32年3月31日までの間に開始する事業年度について、引き続き交際費等の支出の把握、さらに接待飲食費の50%相当額を限度とする場合や5,000円以下の飲食費を交際費等から除外するためには、一定の書類の作成と保存等が必要となります。

■ Topics

# 民泊新法6月15日スタート 課税の取扱いを確認

民泊に関するルールが定められた住宅宿泊事業法（民泊新法）が、6月15日からスタートしました。

この民泊を行った個人の課税は、所得税では原則『雑所得』に該当します。ただしサラリーマンは、給与所得等以外に、この雑所得を含めた所得金額の年間合計額が20万円以下であれば、基本的に所得税の確定申告をする必要はありません（住民税の確定申告は必要です）。

### 住宅宿泊事業法の概要

**背景・必要性**

- ここ数年、民泊サービスが日本でも急激に普及
- 多様化する宿泊ニーズ等への対応
- 公衆衛生の確保や地域住民等とのトラブル防止、無許可で旅館業を営む違法民泊への対応 等

**概要**

1. 住宅宿泊事業者に係る制度の創設

- ① 都道府県知事への届出が必要（年毎提供日数の上限は180日（泊）とし、地域の実情を反映する仕組みの創設）
- ② 住宅宿泊事業の適正な実行のための措置（衛生確保措置、騒音防止のための説明、苦情への対応、宿泊者名簿の作成・備付け、標識の掲示等）を義務付け
- ③ 家主不在型の場合は、上記措置を住宅宿泊管理業者に委託することを義務付け
- ④ 都道府県知事は、住宅宿泊事業者に係る監督を実施

※ 都道府県に代わり、保健所設置市（政令市、中核市等）、特別区（東京23区）が監督（届出の受理を含む）・条例制定・措置を処理できる

2. 住宅宿泊管理業者に係る制度の創設

- ① 国土交通大臣の登録が必要
- ② 住宅宿泊事業の適正な実行のための措置（住宅宿泊事業者への契約内容の説明等）の実施と1②の措置（標識の掲示を除く）の代行を義務付け
- ③ 国土交通大臣は、住宅宿泊管理業者に係る監督を実施

3. 住宅宿泊仲介業者に係る制度の創設

- ① 観光庁長官の登録が必要
- ② 住宅宿泊仲介業の適正な実行のための措置（宿泊者への契約内容の説明等）を義務付け
- ③ 観光庁長官は、住宅宿泊仲介業に係る監督を実施

C公布 平成29年6月16日 C施行期日 平成30年6月15日

国土交通省 観光庁HP「住宅宿泊事業法 関係法令等 ◆法律 住宅宿泊事業法\_概要」より

民泊事業をご検討の際は、課税の取扱いも確認しましょう。

## 年休の発生要件と出勤率の計算方法

実務において、年次有給休暇（以下、年休）にまつわる相談は多く、特に育児休業を取得している従業員がいる場合、どのように年休を付与すればよいのかといった質問を受けることがあります。そこで今回は、年休の発生要件と育児休業期間中の取扱いについて確認しましょう。

### 年休の発生要件

年休が付与される要件は2つあり、1つ目が雇い入れ日から6ヶ月継続勤務していること、2つ目はその期間の全労働日の8割以上出勤したことです。

2つ目の全労働日の8割以上出勤しているか否かの判断では、以下の計算式にあてはめて確認します。

【計算式】

$$\frac{(A) \text{のうち出勤した日}}{\text{労働日とされた日 (A)}} \times 100\% \geq 80\%$$

この計算式の労働日とは、就業規則などで出勤が予定された日のことをいい、休日出勤をしたとしても、休日出勤の日は計算式の分子（労働日の中で出勤した日）・分母（労働日とされた日）ともに日数のカウントに含めません。

### 出勤したものとみなすものとは

基本的には上記の計算式に基づいて、8割以上出勤したかどうかを確認することになりますが、計算する際に次の①～③は出勤した

ものとみなします。つまり8割を計算する際、計算式の分子・分母いずれの日数のカウントにも含めることになっています。

- ①労働者が業務上負傷し、または疾病にかかり療養のために休業した期間
- ②育児・介護休業法により育児または介護休業した期間
- ③産前産後の女性が労働基準法の規定によって休業した期間

仮に計算式のすべての期間で育児休業を取得していた場合、②に基づきすべて出勤したものとみなされ、年休が付与されます。また、育児休業期間の取得時期や取得期間によっては、育児休業期間中に年休の付与日が到来することがありますが、この場合、8割以上出勤していれば、実際に職場復帰していなかったとしても年休を付与することになります。継続して雇用していることには変わりはないため、他の従業員と同様に、付与日が到来すれば付与し、取得せず時効となった年休については消滅します。



働き方改革関連法案の1つとして労働基準法が改正されることになると、1年に10日以上年休が付与される人については、年間5日の年休の取得が義務化となります（平成30年6月21日現在）。現状、1年間に1日も年休を取得していない人がいる場合、今後、どのようにして年休を取得させていくのが課題となります。年休の取得に向けて、業務体制の見直しや職場の雰囲気づくりが必要になるケースもあることから、早めに社内で検討し、取組みを始めましょう。

# 企業の教育訓練への支出状況

中小企業の賃上げ促進のための税制措置に、賃上げ金額の一定割合を税額控除できる所得拡大促進税制があります。平成30年度税制改正で、教育訓練費増加などの要件を満たすと、税額控除の上乗せができるようになりました。ここでは、企業の教育訓練支援への支出状況をみていきます。

## OFF-JTへの支出は50%以上に

厚生労働省の調査結果※から、OFF-JT（業務命令に基づき、通常の仕事を一時的に離れて行う教育訓練）や自己啓発（労働者が職業生活を継続するために行う、職業に関する能力を自発的に開発し、向上させるための活動）支援の支出を行った企業の割合などをまとめると、下表のとおりです。

28年度で支出を行った企業の割合は総数で、

OFF-JT52.9%、自己啓発支援26.7%でした。

## OFF-JTへの平均支出額は1.7万円

次に支出した労働者1人あたり平均額は総数で、OFF-JTが1.7万円、自己啓発支援が0.4万円となりました。

業種によって支出企業の割合や金額に差がみられますが、OFF-JT支援を重視する企業が多いことがわかります。

平成28年度 業種別OFF-JTおよび自己啓発支援に支出した企業の割合と労働者1人あたり平均額（%、万円）

	OFF-JTに支出した企業の割合	OFF-JTに支出した1人あたり平均額	自己啓発支援に支出した企業の割合	自己啓発支援に支出した1人あたり平均額
総数	52.9	1.7	26.7	0.4
建設業	72.3	2.9	33.5	0.6
製造業	58.2	2.0	27.8	0.2
消費関連製造業	48.3	1.0	19.7	0.1
素材関連製造業	59.1	1.4	25.0	0.4
機械関連製造業	66.3	2.7	38.0	0.2
電気・ガス・熱供給・水道業	83.5	6.0	55.0	0.5
情報通信業	68.6	4.5	48.2	0.4
運輸業、郵便業	41.9	0.9	17.6	0.1
卸売業、小売業	46.0	1.2	23.8	0.2
卸売業	57.2	1.5	31.9	0.3
小売業	37.1	1.0	17.3	0.2
金融業、保険業	75.8	1.7	63.9	0.4
不動産業、物品賃貸業	56.7	1.9	33.4	0.4
学術研究、専門・技術サービス業	67.6	3.4	44.7	0.4
宿泊業、飲食サービス業	31.3	0.4	20.0	0.1
宿泊業	32.4	0.8	20.4	0.2
飲食サービス業	31.0	0.3	19.9	0.1
生活関連サービス業、娯楽業	40.0	1.0	19.1	0.2
教育、学習支援業	48.6	1.0	22.3	0.4
サービス業（他に分類されないもの）	57.6	0.9	23.8	0.1

厚生労働省「平成29年度能力開発基本調査」より作成

注：平均は費用を支出している企業の平均である。

※厚生労働省「平成29年度能力開発基本調査」

平成30年3月末に発表された、常用労働者を30人以上雇用している民営企業で産業及び企業規模別に一定の方法で抽出した約7,300企業を対象にした調査です。詳細は次のURLのページから確認いただけます。

<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/104-1.html>

# 高まるクラウドサービス 利用企業の割合

業務の効率化や人材不足への対応などのために、クラウドコンピューティングサービス（以下、クラウドサービス）を利用する企業が増えています。ここでは、今年5月に発表された調査結果※などから、100～299人規模企業のクラウドサービスの利用状況をみていきます。

## 利用割合が初めて50%超に

上記調査結果によると、平成29年のクラウドサービスの利用割合は50.6%でした。この調査で50%を超えたのは初めてのことです。

主なクラウドサービスの種類別利用割合を、26年の結果と比べると表1のとおりです。

【表1】サービスの種類別利用割合（%）

	26年	29年
ファイル保管・データ共有	48.9	50.9
サーバー利用	38.1	45.6
電子メール	39.7	44.1
データバックアップ	23.4	35.3
社内情報共有・ポータル	29.8	35.0
スケジュール共有	28.8	32.6
給与、財務会計、人事	18.8	29.2
営業支援	11.1	12.4

総務省「通信利用動向調査」より作成

29年の利用割合が最も高いのはファイル保管・データ共有で、50.9%となりました。26年と比較すると、データバックアップと給与、財務会計、人事の利用割合が10ポイント以上増加しています。間接業務での利用割合が高まっていることがわかります。

## 80%以上が効果ありと回答

次にクラウドサービスの効果についてまとめると、表2のとおりです。非常に効果があった、ある程度効果があった割合をあわせると、80%を超えています。

※総務省「平成29年通信利用動向調査」

全国の常用雇用者数100人以上の企業を対象に約7,300企業を抽出して行われ、30年5月に発表された調査です。有効回収率は53.3%です。クラウドコンピューティングサービスとは、ネットワーク上に存在するコンピュータ資源を、インターネット等のブロードバンド回線を経由して、利用者が「必要な時に、必要な量だけ」、役務（サービス）として利用できる技術です。詳細は次のURLのページから確認いただけます。

<http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/statistics/statistics05.html>

【表2】クラウドサービスの効果（%）

非常に効果があった	29.9
ある程度効果があった	52.3
あまり効果がなかった	1.0
マイナスの効果であった	0.3
効果はよく分からない	12.7
無回答	3.8

総務省「平成29年通信利用動向調査」より作成

## クラウドサービスのメリット

中小企業庁の2018年版中小企業白書によると、クラウドサービスには次の4つの利点があるとされ、コスト負担以外に技術者の駐在が不要になる点が大きいとしています。

- ・サーバー等の設備を自ら保有することが不要。技術者の常駐も不要。
- ・初期導入コストが低い。
- ・データ連携によっては、予約情報から売上データを生成でき、日々の決算が可能に。
- ・企業間連携のツールとしては、クラウドサービスの方がやりやすい。

資金や人材不足に悩む中小企業にとって、導入のハードルは高くないといえます。まだ利用していない企業は、導入を検討してはいかがでしょうか。

台風シーズンですので、防災や安全対策の見直しを図り、万が一に備えておくことも大切です。

2018年9月

## お仕事備忘録

### 1. 社会保険料 定時決定結果の反映 (9月より)

### 2. 障害者雇用支援月間

### 3. 国民年金保険料の後納制度の終了

### 4. 内定式の準備

### 5. 防災や安全対策の見直し

#### 1. 社会保険料 定時決定結果の反映 (9月より)

7月に提出された算定基礎届などに基づいて、9月からは新たに定時決定された標準報酬月額を使用することになります。新しい標準報酬月額に基づいた保険料は、9月分(10月末納付)からです。従業員の給与からの社会保険料控除(翌月控除、当月控除)については各々の取扱いをご確認ください。

#### 2. 障害者雇用支援月間

9月は障害者雇用支援月間です。平成30年4月には障害者雇用促進法の改正に基づき、新たに精神障害者が障害者雇用率の算定に加わるとともに、民間企業の障害者雇用率が2.0%から2.2%へと引上げになりました。また、平成33年4月までには2.3%への引上げも決定されていますので、雇用する障害者数が法定雇用率を満たしていない企業は、達成に向けた取組を強化していきましょう。

#### 3. 国民年金保険料の後納制度の終了

過去5年以内の期間に納め忘れた国民年金保険料を納付できる後納制度が、平成30年9月30日で終了します。後納制度を利用することで、年金額が増えたり、納付した期間が不足して年金を受給できなかった方が年金受給資格を得られる場合があります。後納制度を利用するためには、「国民年金後納保険料納付申込書」を提出します。なお、平成30年9月30日は日曜日のため、平成30年9月28日までに、年金事務所にて手続きを行う必要があります。

#### 4. 内定式の準備

日本経済団体連合会の採用選考に関する指針に基づき、新卒者の正式な採用内定を10月1日とし、当日に内定式を予定されている企業も多いことでしょう。よって9月の早い時点で当日のスケジュールを検討し、内定者に通知を行うことが求められます。遠方から参加する学生については、宿の手配も必要になり、内定通知書の授与を行う場合はその準備、研修を行う場合は講師への依頼や資料の準備などがあります。是非とも、この内定式を交流の図れる機会としたいものです。

#### 5. 防災や安全対策の見直し

##### 【防災対策】

9月1日は防災の日です。折しも台風シーズンで、風水害が多発する季節でもあります。防災対策の見直し機会と捉えて、再点検しましょう。

大雨で雨もりがしてしまうかも！

施設や工場等、適宜点検・修理依頼をしましょう。

万が一が起きてしまう前に！

ライフラインが途絶えてしまう危険も考え、日頃からの準備が肝要です。

・非常時用の医薬品等の準備や使用期限等の見直し

・書類を重要度に応じた表示や区分をして整理

避難経路、避難場所、緊急連絡網の整備もしましょう。

##### 【交通安全運動】

秋の全国交通安全運動が9月21日から9月30日にかけて行われます。最近では自動車に限らず、自転車の交通安全に関する取組も進められています。自転車による事故であっても、加害者が高額な損害賠償を負うケースがあり、一部の地方自治体では自転車損害賠償保険の加入義務化を条例で定めています。業務や通勤で自転車を利用する場合は、この機会に安全運転の徹底と保険加入状況の確認をしておくようにしましょう。

# お仕事 カレンダー

2018.9

台風シーズンです。防災や安全対策の見直しを図るとともに、納期遅れ等のトラブルに備えた整備（取引先への連絡手段、代替手段など）もしておきましょう。



日	曜日	六曜	項目
1	土	仏滅	
2	日	大安	
3	月	赤口	
4	火	先勝	
5	水	友引	
6	木	先負	
7	金	仏滅	
8	土	大安 白露	
9	日	赤口	
10	月	友引	●源泉所得税・復興特別所得税・住民税特別徴収分の納付（8月分） ●一括有期事業開始届（建設業）届出
11	火	先負	
12	水	仏滅	
13	木	大安	
14	金	赤口	
15	土	先勝	
16	日	友引	●新卒高校生の採用選考・内定開始
17	月	先負	敬老の日
18	火	仏滅	
19	水	大安	
20	木	赤口	
21	金	先勝	●秋の全国交通安全運動（～30日まで）
22	土	友引	
23	日	先負	秋分 秋分の日
24	月	仏滅	振替休日
25	火	大安	
26	水	赤口	
27	木	先勝	
28	金	友引	
29	土	先負	
30	日	仏滅	●健康保険・厚生年金保険料の支払（8月分）（10月1日期限）

# STAFF

## 編集 後記

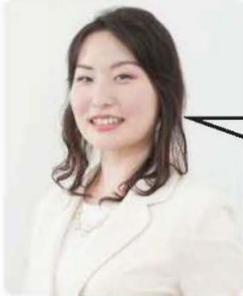
### 残暑お見舞い 申し上げます。



梅雨明けが早く、毎日毎日暑い日が続き今年の夏は【異常気象】という文字が本当にあてはまる夏ですね！最高気温が40℃を越えてるなんて、風邪ひいても熱で40℃なんて殆ど出さないですよ。家もクーラーを休みの日は24時間つけ続けています。気温と同様に電気料金も最高金額を出しています。アイスも売れているらしいですよ。うちの冷凍庫もアイスでいっぱいです。10年後の日本の夏は40℃なんて当たり前なんでしょうか？

さて、**今月のお題**は、10年後の日本ではなく…**10年後の自分**です。

石田



10年後は〇1歳！子供2～3人の子育てと仕事と主婦と趣味を全てやりこなすパワフルレディになっています^^10年後はAIとITが更に発展し、私がやりたいことは全て家で済ませられると思っています♪どんな未来が待っているか楽しみ

小笠原



10年後の自分は…年齢は〇6歳！子供と一緒に仲良し親子でショッピング♪そして美魔女と呼ばれる熟女になっていたいです。しかし現実には…中年のおばちゃん…にならないように今から頑張らないといけないですね(;▽;)

黒田



今年で30歳になりますが、まだ20代のノリが抜けておりません。10年経つと40歳になりますが、その頃には賞禄がついて歳相応に外見も内面もなっていたらいいなと思います。あと結婚も。。。その為にも、この10年を働きまくって多くの経験をしたいです。

相蘇



10年後の自分は30代の後半になっておりますので色々な面で落ち着いていないといけない年代なので結婚して子供が2人いて、和やかな家庭を築ければと思っています。そのためにこの10年はそういう面を頑張っていければと思います。

瀬川



40代の自分は…家族が増え、今よりもっと器用に子育てや家事をやり、親として、社会人として、グーンと落ち着いた自分で在りたいです。今はまだ苦手意識が強いお料理も、レパートリーを増やし「得意です！」と言える自分になりたいなあ♪

東海林



10年後の私は、35歳。全く想像がつかないですね…。しっかりと知識や経験を培い、振り返ったときに充実した10年間だったと思えるような人生を送りたいですね。

那須野



10年後の私は〇5歳。そうですね～子供たちは中学生と小学生ですので、沖縄の離島へ行って、海辺のベンチに寝そべて、パカンスします。ひとごみにも耐えられる年齢にもなるので、みんなで浴衣を着て、花火大会にも行きたいですね～

## 来月号もお楽しみに！